

1 概要

燃油価格の高騰により、厳しい経営状況に直面している施設園芸農業者に対し、燃油の購入にかかる費用の一部を支援することで経営の安定を図る。

2 事業内容

- (1) 対象者 以下の要件を満たす、農業者、農業法人または農業者からなる団体
 - ・ 山形県内で、園芸用施設において野菜類、花き類、果樹類を生産していること
 - ・ 省エネルギー取組計画を作成し、実践すること
- (2) 対象燃油 施設園芸の加温のために購入した、A重油及び灯油
- (3) 交付基準 月の平均価格（※1）が、基準価格（※2）を超えた場合
 - ※1 月ごとの燃油の全国平均価格
 - ※2 過去7年間の全国平均価格のうち、最高値及び最安値の年を除いた5年の平均価格（A重油：94.1円、灯油：99.7円）
- (4) 交付単価 （平均価格－基準価格）
- (5) 交付金額 交付単価 × 月ごとの燃油購入数量× 1 / 2
- (6) 補助対象 令和7年10月から令和8年3月の間に購入（納品）したA重油及び灯油
- (7) 今後のスケジュール（予定）

対象月	申請書受付開始及び提出期限	交付決定及び精算払
R7年10～12月分	令和8年2月中旬頃～2月27日	令和8年3月末頃
R8年1～3月分	令和8年6月上旬頃～6月30日	令和8年7月末頃

- (8) 問合せ窓口 山形県農林水産部園芸大国推進課 野菜花き振興係
- TEL：023-630-2282

